

府監第1626号
平成27年2月18日

大阪府知事 松井 一郎 様

大阪府監査委員 和田 秋 夫
同 赤 木 明 夫
同 清 水 涼 子
同 藤 原 敏 司
同 大 西 寛 文
(公印省略)

監査の結果（報告）

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項に基づき実施した監査の結果は下記のとおりであったので、同条第9項の規定により報告します。

記

監 査 の 範 囲	平成 25 年度における財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及びその他の事務の執行
監 査 対 象 機 関	別表1のとおり
監 査 実 施 日	平成 26 年 10 月 23 日から平成 27 年 1 月 15 日まで
監 査 の 実 施 方 針	財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及びその他の事務の執行が、適正かつ効率的・能率的に行われているかを主眼として監査した。
監 査 の 結 果	別添のとおり 〔 なお、別表2の機関においては、検出事項に該当するものはなかった。 〕

別表 1

所管部局	監査対象機関
政策企画部	消防学校
財務部	府税事務所（中央・なにわ北・豊能・泉南・南河内・北河内）、大阪自動車税事務所
府民文化部	パスポートセンター、消費生活センター
福祉部	砂川厚生福祉センター、障がい者自立センター、子ども家庭センター（中央・池田・吹田・東大阪・富田林・岸和田）、女性相談センター、修徳学院、子どもライフサポートセンター
商工労働部	北大阪高等職業技術専門校、計量検定所
環境農林水産部	農と緑の総合事務所（北部・泉州・中部・南河内）、家畜保健衛生所
都市整備部	土木事務所（池田・茨木・枚方・八尾・富田林・鳳・岸和田）、西大阪治水事務所、寝屋川水系改修工営所、流域下水道事務所（北部・東部・南部）、安威川ダム建設事務所、箕面整備事務所
教育委員会	高等学校（北淀・大冠・摂津・港・泉尾・大正・北かわち皐が丘・西寝屋川・香里丘・野崎・八尾翠翔・柏原東・日根野・八尾北・今宮・咲洲・和泉総合）、藤井寺支援学校
公安委員会	警察署（東・浪速・平野・高槻・吹田・柏原・守口・関西空港・黒山・生野）

別表 2

所管部局	監査対象機関
政策企画部	消防学校
府民文化部	パスポートセンター、消費生活センター
福祉部	障がい者自立センター、子ども家庭センター（中央・池田・吹田・東大阪・富田林・岸和田）、修徳学院、子どもライフサポートセンター
商工労働部	計量検定所
環境農林水産部	農と緑の総合事務所（泉州・中部・南河内）、家畜保健衛生所
都市整備部	土木事務所（枚方・八尾・富田林・鳳）、西大阪治水事務所、寝屋川水系改修工営所、流域下水道事務所（北部・南部）、安威川ダム建設事務所、箕面整備事務所
教育委員会	高等学校（大冠・摂津・西寝屋川・香里丘・野崎・八尾翠翔・柏原東・八尾北・今宮）、藤井寺支援学校
公安委員会	警察署（東・浪速・平野・高槻・吹田・柏原・関西空港・生野）